

三芳スマート I C 安全対策等調整会議

(名称)

第1条 この会は、三芳スマート I C 安全対策等調整会議（以下「調整会議」という。）という。

(目的)

第2条 調整会議は、三芳スマートインターチェンジ（以下「スマート I C」という。）の実施計画書に位置づけられたスマート I C への主要なアクセス道路について、三芳町が中心となり、国・埼玉県、関係市町等と連携し、安全対策の検討・具体化を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 調整会議は、別表に掲げるメンバーにより構成する。

(事務局)

第4条 この会の事務局は、三芳町に置く。

(その他)

第5条 会議の開催は公表することとし、傍聴は不可とする。また、会議資料については、調整会議の承認を得て公表する。

(雑則)

第6条 ここに記載したことの他、必要な事項は、調整会議にて定める。

平成27年12月25日